

改正後（案）	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、熊本市議会議員（以下「市議会議員」という。）及び熊本市長（以下「市長」という。）の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、第8条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第5号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定めるビラの枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)</p> <p>第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を市委員会に届け出なければならない。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第8条 熊本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 8円38銭</p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 5円62銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に419,000円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)</p> <p>第9条 候補者は、第11条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)</p> <p>第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用のポスターの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を、市議会議員の選挙にあつては当</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、熊本市議会議員（以下「市議会議員」という。）及び熊本市長（以下「市長」という。）の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、第8条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第5号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定めるビラの枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)</p> <p>第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を市委員会に届け出なければならない。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p> <p>第8条 熊本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円73銭</p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 5円18銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額に386,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)</p> <p>第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者との間において選挙運動用のポスターの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を、市議会議員の選挙にあつては当</p>

該選挙が行われる区の選挙管理委員会を經由して市委員会に、市長の選挙にあつては市委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 熊本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が、同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に609,690円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

第12条 (略)

附則 (略)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

該選挙が行われる区の選挙管理委員会を經由して市委員会に、市長の選挙にあつては市委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 熊本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が、同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

第12条 (略)

附則 (略)